

公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

- ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共利用のための取得等要望を受け付けます。取得等のご要望がある場合には、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
- 取得等のご要望を受け付けることができるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令 第165号）第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者となります。なお、物件は、売却による取得のほか、保育所、介護施設等社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する場合には、定期借地権を利用した貸付けも可能です。
- 受付期限までに取得等のご要望がない場合には、原則として一般競争入札により売却することとなります。
- 取得等要望に当たり、次に掲げる1～6の事項について十分承知の上ご要望願います。
  1. 契約を締結したものについては、契約金額を含む契約内容を当局ホームページにおいて公表します。
  2. 上記1の公表に対する同意が契約締結の要件となります。
  3. 処分等価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令第99条の6の規定に基づき、処分等相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定します。
  4. 上記3の見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。また、見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。
  5. 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、取得等要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負いません。
  6. 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを提出いただくこととなります。

担当事務所等電話番号一覧表

本局5統括	048-600-1187	立川2統括	042-524-2197	横浜5統括	045-681-0980	水戸統括	029-277-2504
東京1統括	03-5842-7020	立川3統括	042-510-5789	横須賀統括	046-823-1047(代)	宇都宮統括	028-346-6304
東京2統括	03-5842-7021	横浜1統括	045-681-0935	千葉1統括	043-251-7814	前橋管財課	027-896-2920
東京3統括	03-5842-7022	横浜2統括	045-681-0936	千葉2統括	043-251-7815	甲府管財課	055-253-2261(代)
東京4統括	03-5842-7023	横浜3統括	045-681-0937	千葉3統括	043-251-7816	長野管財課	026-234-5126
東京5統括	03-5842-7024	横浜4統括	045-681-0516	千葉4統括	043-251-7817	新潟管財課	025-281-7506
立川1統括	042-524-2196						

(注) ○ この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層	準住居地域・・・準住居	市街化調整区域のもの・・・市街化調整区域
第二種低層住居専用地域・・・二種低層	近隣商業地域・・・近隣商業	用途地域の指定がないもの・・・都市計画区域内
第一種中高層住居専用地域・・・一種中高	商業地域・・・商業	都市計画区域外のもの・・・都市計画区域外
第二種中高層住居専用地域・・・二種中高	準工業地域・・・準工業	
第一種住居地域・・・一種住居	工業地域・・・工業	
第二種住居地域・・・二種住居	工業専用地域・・・工業専用	

○ 記載事項は掲載時点のものであり、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

平成30年4月2日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積(平方メートル)	用途地域	建蔽率/容積率(パーセント)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等可能予定時期	地域の整備計画等に係る地方公共団体の意見	備考
1	東京都小平市小川東町1-2155-92	宅地	302.32	一種中高	60/200	立川	1統括	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	工作物一式立木竹有
2	神奈川県横浜市磯子区杉田3-1753	畑	350.03	一種低層	50/100	横浜	1統括	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	
3	千葉県千葉市中央区浜野町1007-2外2筆	宅地	594.00	一種住居 二種住居	60/200	千葉	1統括	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	
4	千葉県勝浦市興津字家名45-4	宅地	2,275.91	一種住居	60/200	千葉	2統括	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	
5	茨城県銚田市上幡木字下沢塚釜坪1656-187	宅地	421.63	都市計画区域内	60/200	水戸	統括	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	
6	群馬県高崎市菅谷町字新田1161-5 (菅谷高畑土地区画整理事業施行地区内、仮換地1街区1161-5)	畑	289.35	一種低層	40/80	前橋	管財課	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	仮換地：238.08㎡
7	群馬県桐生市浜松町2-77-52	宅地	971.52	準工業	60/200	前橋	管財課	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	
8	山梨県甲府市美咲2-276	宅地	336.78	一種中高	60/200	甲府	管財課	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	
9	山梨県南アルプス市中野字上杉木206-1外1筆	宅地	991.80	都市計画区域内	70/200	甲府	管財課	上記一覧表の通り	4月30日	-	-	

※ 地域の整備計画等に係る地方公共団体の意見は、平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第3の4の規定に基づき地域の整備計画等に係る意見があった場合にその内容を掲載しております。